

地震震度別被害状況

階級	人間	屋内の状況	木造建物	ライフライン
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	食器や本が落ちることがある。家具が移動することがある。	耐久性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	ガス、水道が遮断される家庭がある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	食器や本の多くが落ちる。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。	耐久性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	ガスの導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域で供給が停止することがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の多くが稼働、転倒する。開かなくなるドアが多くなる。	耐久性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐久性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスの導管、主要な水道管に被害が発生する。一部の地域で供給が停止し、停電することもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことが出来ない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	耐久性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐久性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	ガスの導管、排水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。	耐久性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。

普段から地震への備えを！

1995年の阪神淡路大震災、そして今年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。地震による被害のほか、大津波による被害、火災、加えて福島原発事故による被害と戦後最大の災害となっています。

引き続き活発な余震が続き、いつ大地震に襲われるかわからないというのが実情です。地震が起きた時、備えのあるなしが生死を分ける事もあり得ます。地震に対する知識を身につけ、冷静に対応することを心掛けましょう。

家の中の点検と家具を固定しましょう

大きな地震が発生すると家具が倒れ、その下敷きになってケガをしたり、倒れた家具が部屋の出入り口をふさいだり、通路をふさいだりして避難しようとしても身動きがとれなくなってしまう事があります。家具は固定するように心がけましょう。

●タンス・食器棚など：家具の中で倒れる危険性が最も大きいのがタンスや食器棚と言われます。家具転倒防止金具や突っ張り棒などを使うと大きな揺れに対して強くなります。

●テレビ：できるだけ低い位置に固定して置くようにする事が大切です。薄型テレビの場合は転倒防止マットなどを利用しましょう。

●冷蔵庫：裏側の上部に転倒防止のためのベルトや針金などを通す穴がありますので、そこから壁に固定しておきましょう。

●窓ガラス：地震直後の窓ガラスの破片の上を歩くのも大変危険です。ガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。

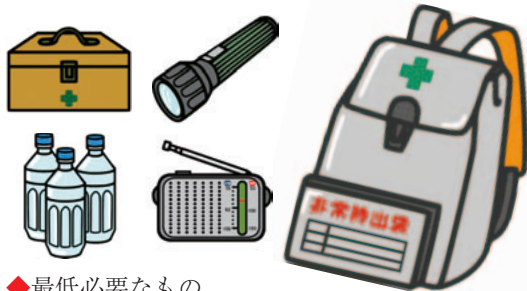
●照明器具：天井から吊り下げるタイプの照明器具は、チェーンや金具で固定しましょう。



▲地震体験車で震度6弱の地震を体験する長瀆小学校の児童たち

災害に備えて備蓄品を準備しましょう

公的な援助が行き届くのに3日かかると言われています。食料や飲料水は3日分を目安に準備しておきましょう。食料品や飲料水など普段から利用できるものは、災害時に備えて備蓄しておくのではなく、普段の生活に利用しながら新しいものを補充していくことで、いざというときに備えましょう。



◆最低必要なもの

- 水 (3日分)
- 食品 (缶詰、乾パン、ビスケットなど)
- 救急箱
- 懐中電灯
- ライター
- 缶切り
- ロウソク
- ナイフ
- 衣類
- 手袋
- 毛布
- ラジオ
- ヘルメット
- 防災ずきん
- 電池
- 印かん
- 現金
- 貯金通帳
- ミルク、ほ乳びん (赤ちゃんがいる場合)

11月9日(水)～15日(火)は 秋季全国火災予防週間です

※防火標語

“消したはず 決めつけしないで もう一度”

※期間中は午前7時に防災無線によるサイレンを吹鳴します。

※火災予防運動中、消防自動車による火災予防啓発パレードを行いますので火災と間違わないでください。

☎ 消防防災課 内線368



すこやか保育家庭応援事業

少子化が進むなか、希望する子どもの数を持っていない要因のひとつとして、経済的負担をあげる世帯が多くなっています。

これらの子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所等に2人以上同時に入所していて、保育料が半額に軽減されている3歳未満児の保育料の一部を助成することにしました。

昨年度までは、「筑西市3人っこ家庭応援事業」として、第3子以降の児童を対象としていましたが、今年度からは対象を第2子以降の児童として、対象者がより多くなるように事業内容を見直しました。

事業内容

- 対象**
保育所等に2人以上同時に入所している世帯で、保育料が半額になっている3歳未満の児童
- 助成内容**
公立・私立認可保育所の保育料を、月額3,000円を上限に助成
※国の制度において、同一世帯から2人以上が保育所等に同時入所している場合、2人目は半額、3人目以降無料の軽減措置が実施されています。
- 所得制限**
保育料基準額表の第4階層(所得税額40,000円未満)までの世帯
- 適用除外**
保育料及び市税等を滞納している人が属する世帯の児童である場合

保育料助成の事例

- 該当** 当事業の保育料助成対象となる児童
- 1/2 無料** 国の制度による軽減措置を受ける児童

事例	18歳未満～小学生以上	保育所～3歳以上	3歳未満
①		第1子	第2子 (該当 1/2) 第3子 (無料)
②	第1子	第2子	第3子 (該当 1/2)
③			第1子 (該当 1/2) 第2子 (無料) 第3子 (無料)
④		第1子 第2子 (1/2)	第3子 (無料)



子ども手当の申請が必要です

10月分からの子ども手当を受給するためには、これまで受給していた人も含め、新たな申請が必要となります。

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受給することができます。

これまで受給していた人には、10月28日に申請書を発送しております。

申請期間

平成23年11月1日(火)～平成24年3月末まで
※土日・祝日除く
時間は午前8時30分～午後5時15分

申請場所

本庁こども課又は各支所総合窓口課 ※郵送可

申請に必要なもの

- ・認定請求書(郵送されたもの)
- ・印鑑
- ・通帳(これまで受給していた人で、同じ口座の場合は不要)
- ・保険証のコピー(厚生年金加入者のみ)
- ・単身赴任等でお子さんが市外に住んでいる場合、お子さんの住民票謄本(市内別居の場合は不要)

※通帳と保険証は、お子さんのものではなく申請者(生計の中心者である父母等)のもの

問い合わせ

こども課 内線256

ご注意ください

- 10月以降にお子さんが生まれた人や転入した人は、**誕生日・転出予定日の次の日から数えて15日以内**に必ず申請してください。申請が遅れますと、手当が支給されない月が発生する場合があります。
- 公務員の人は職場で申請してください。

問い合わせ

こども課 内線254